

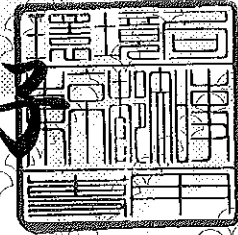
# 産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都大田区城南島四丁目5番10号  
氏名 株式会社永野紙興  
代表取締役 迎 康行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

## 小池百合子



許可の年月日 平成28年 9月19日

許可の有効年月日 平成33年 9月18日

### 1 事業の範囲

(1) 業の区分: 処分 (中間処理)

(2) 処分の方法と取扱う産業廃棄物の種類

圧縮梱包: 廃プラスチック類 (フィルム、PPバンドに限る)

(以上1種類)

圧縮: 廃プラスチック類 (ペットボトルに限る)、金属くず (空き缶に限る)

(以上2種類)

破砕: ガラス・コンクリート・陶磁器くず (空き瓶に限る)

(以上1種類)

### 2 事業の用に供する施設

施設所在地: 東京都大田区城南島四丁目5番10号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
圧縮梱包	廃プラスチック類 (フィルム、PPバンドに限る)	0.96(t/日)		平成18年7月1日		
圧縮	廃プラスチック類 (ペットボトルに限る)	0.48(t/日)		平成20年11月12日		
圧縮	金属くず (空き缶に限る)	1.28(t/日)		平成20年11月12日		
破砕	ガラス・コンクリート・陶磁器くず (空き瓶に限る)	4.8(t/日)		平成20年11月11日		

### 3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として8時から17時までとする。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

### 4 許可の更新・変更の状況

平成18年 9月19日 新規許可

平成28年 9月19日 更新許可 (第2回)

平成29年11月15日 変更届 圧縮で扱う産業廃棄物の種類の変更

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)



産廃キスパートナー

認定番号: 3-14-C0044



## 東京都